總罷業敢行に當りて
我等の態度を聲明す

一、聲明を發するに當りて

丸三の問題は、吾等の熱望と努力にも不拘、遂に平和の想に解決を見る能はずして、既に御報告の如く、罷業をするに至つた。吾々は一旦労働者の大道を切る時に、そこには、必ず社會的經濟的に、大きな犠牲の拂はれることを知つてゐる。故に吾々は、今回の問題についても、其の發生より終始一貫して、飽くまで慎重に考慮し、冷靜なる態度を以て事に當つたことは、丸三との交渉が前後數回に渉つて折衝を重ねたこと、及會社が交渉一回にして、すでに言下に拒絶したるを、更に再考を促した事等によつても明かに知ることが出來ると思ひます。從つて吾々は、今回の丸三の問題に關しては、取るべき一切の順序は完全になした事と信じます。別の言葉で申しますならば、今回の問題について、丸三や會社からあまりに綺麗サツパリにハネ付けられた爲に、之以上施すべき術がなかつたのであります。然るに前述の如く、會社があまりに頑迷な爲か、或は吾等を侮りたる爲か、吾等の所望たる「平和裡に事を運ぶ」事が出來ずして、今日の如き状態に立ち至つたのであります。如斯事態は、勿論喜ぶべき現象ではありません然し、事茲に至つては吾々のみの力によつては、如何ともなし得ないのであります。されば吾々は、たゞ此問題の内容について許す限り詳細に事の經緯を報じて、以て公正なる批判を仰ぎたいと思ふのであります。

二、庭物倉積から丸本の開店まで

事の起り——七月十日丸三の樽田は突然從業員代表を招致して、從來丸三に於て取扱つてゐた庭物と稱する地小麥の取扱について、荷主——會社や金融等——から「荷の取扱を變更し、川越の人夫に此荷を取扱はしむる」旨の通告があつた事を知らしめて、逃げるやうに大阪へ出立して仕舞つたのであつた。此間の事情に疑を容る點あるにより丸三の從業員は我野田支部と協力して、調査したる處、意外にも此丸三の荷を奪つて從業員を困らせる事に關して、樽川も此協議に與つてゐることが判明したので、直ちに鈴木副主任に面會して、此不當を詰問し、そして此爲に蒙る損害五百十七圓五十九錢の損害賠償を要求したのであつた。けれども責任者が居ない爲に此交渉は廿三日まで延々になつてゐた。然るに廿三日の午後に至るや、大阪から歸町した樽田は、右の要求を拒絶すると共に、今度は「十七工の荷も庭物同樣に會社原料部で直接に取扱ふことになつたから承知されたい」と通告したのであつた。形勢の不穩なるを見たる我野田支部は、廿六日理事會の決定に基づいて丸三に嚴重に交渉したのであります。其結果

一、此後荷主より荷拔方變更申出ありたる時は從業員と

……に生れるもの　或は滅亡するものの總ては、夫が社會的に必要か否かによつて定まるのであります。然らば、現在の野田町は、丸本運送店を必要とするだらうか？　就中會社の荷を取扱ふ上に、丸三だけでは不足であるか？　否ー々々、そして夫は、必要でないばかりでなく、實に恐しい、實に憎むべき陰謀によつて生れたる所の、野田の平和を攪亂する怪物であります。會社の荷が今年と其以前と比較して増加せざる限り、或は此後非常に増加する理由の存せざる限り現在の丸三で十分であることは、何人が見ても、直ちに判斷し得る事であります。丸本が會社の荷を扱ふに於ては殊更であります。何故なれば會社は丸三に對して一萬五千圓と云ふ多額の出資をしてゐるのであるから、會社が自分の荷を自分でつくつてゐる丸三に扱はしむるのは當然の事だからであります。然るに、事實は夫に反して、會社は荷物の殆んど全部を丸本に渡してゐるのであるから問題であります。然も丸三は、會社との關係に於てかくも密接なるにも不拘、此矛盾した會社の行爲に對して一言の抗議もしないのみか、九月六日の丸本の開業祝賀の宴會には、丸本、會社の要人と共に門松樓に於て、同席してドンチヤン騒ぎをしてゐるのであります。あゝ何と云ふ奇遇だらう？　そこで我等は、此三者が如何なる關係に立つかを闡明しなければならぬ。

四、丸三と丸本と會社の鼎立

丸本は表面上立派な個人經營の運送店であります。從つて、若し此表面に於てもそうであつたならば、丸三と丸本は、丸三と丸星との關係の如く、はつきりとした商賣敵の立場に立つて競爭すべき筈であります。夫が、丸星は創業以來何年かの間必死になつてる活躍すも、曾て丸三扱の會社の荷は、小麥一粒も奪ひ得なかつたに比べて、丸本が看板も掲げざる前から、會社の荷が、丸本宛に送られると云ふ風に易々と會社の荷を奪ひ去る事を見る時は、丸本と、丸三と會社の三者間に、何等の關係ないと、何人が斷言し得ようか。果して、我野田支部の調査に依れば、丸三は川越に對して、川越が架橋工事を請負ふ際に、其保證金一萬圓を融通したことが漸々判明になつたのであります。吾々は川越が丸本を開業するに當つて、丸三が何の程度の關係を有つか今直ちに明言し得ないのであるが、此準備中に相の岩田屋に於て兩者の會合するあり、そして深更まで密議をこらした事まで聞知してゐます。樽田と川越との關係は斯くの如くであります。會社と丸三の關係は、屢々繰り返した通りで既に明かだと思ひます。そこで殘る問題は、丸本と會社が如何に結ばれてゐるかにあります、が要は荷の扱ひにあるので夫が現在の如く、自分の出資してゐる丸三に扱はせずして丸本に渡してゐる以上、夫は論ずるまでもなく明々白々たるものがあると信じます。即ち、會社と丸……

……かゞ明かだと思ひます。要するに、今回の三者相提携しての右の政策は丸三の現從業員に代ふるに、非組合員たる丸本の人夫を以てせんとする所の陰謀であり、從つて丸三從業員——勞働組合を破壞せんとする悪辣なる手段だつたのであることを斷言して憚らないのであります。

六、交渉の經過と會社の態度

斯樣な次第なれば、丸三は日増に不利な状態に陥り、極端に荷のない日には、一日に十五錢の收入の時さへあるやうになつた。而も丸三は何等の對策も講じないので、我野田支部は、九月四日の理事會に於て丸三に對して契約の履行を迫つたのであります。然るに、彼樽田は言を左右にして責任を回避せんとしたのであります。そこで我々は、九月十一日更に委員會の議を經て、

一、會社に對し、野田支部と協力して、會社の荷は從來通り丸三に爲さしむることを要求すること。

二、從業員の生活保證

を要求したのであります。夫に對して丸三は全部拒絶したのであります。此時議論した結果、わづかに第一項に對しては、更に會社と相談の上解答することになつたのであります。然るに夕刻に至り文書を以て夫をも拒絶されたので已むなく我々は丸三との交渉を打切り、會社に對して直接交渉することになつたのであります。そして、十三日午後河口源太郎氏外四名の代表は、會社を訪問して左記の要求を提出したのであります。

一、從來通り會社の荷を丸三に扱はしむること

右の要求に對する回答は、十四日午後並木工場課長より有たのでありますが「折角であるが希望に添ふことは出來ない」と云ふ一言の下に拒絶されたのであります。併然、吾等は事の重大なる故を以て、更に會社に對して再考を促したのであります。されど無情なる會社は何等反省する所なく、再び拒絶したのであります。如何に會社が今回の問題について冷酷であるかは、十二日に我々に對して爲した左記の聲明を見ても明かだと思ひます。

一、目下盛んに會社と丸三は暴力團を雇入れて組合と戰はしめると云ふ噂があるが會社はそんなことをしない。

二、會社は、丸三を潰して從業員を困らせやうとして殊更に丸三に荷を扱はせぬやうなことをしない。

此聲明は、明かに會社が今回の問題について局外的立場に立たんとする努力であつて、實に卑怯な態度であります會社が斯宣言を發して、あまねく天下に聲明するとも、事實は夫よりも、更に雄辯に證明してゐます。丸三を潰さぬと云つても、會社の荷だけで立つてゐる丸三が、其荷を他に奪はれた時、何うして存續することが出來ませうか。吾……